

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろ園(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬として職務執行の対価として受ける財産上の利益である。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事(以下「その他理事」という。)が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。
3 交通費の実費が別表1の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、第1項に準じ報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が別表1の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償の支給)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、この法人の役員等の旅費規程により出張旅費等を支給することができる。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(役員の職務証跡)

第9条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及び会議出席確認簿の作成に協力するものとする。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第10条 役員の報酬は、毎年度の最終理事会及び評議員会にその年度の業務報告書及び会議出席確認簿に基づき支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとする。

2 役員及び評議員の費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第11条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和元年6月20日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

別表1(出席報酬日額)

種 別	区 分	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	理事長	5,000 円/回	1,000 円/回
	理事	5,000 円/回	1,000 円/回
		円	
	監事	5,000 円/回	1,000 円/回
評議員会出席報酬等	評議員	5,000 円/回	1,000 円/回
	理事長	5,000 円/回	1,000 円/回
		円	
		円	
	監事	5,000 円/回	1,000 円/回